最終更新日：2015年6月29日
寿スピリッツ株式会社
代表取締役社長　河越誠剛
問合せ先：取締役経営企画部部長 松本真司
証券コード：2222
http://www.kotobukispirits.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の健全性と効率性を高め、企業活動を支えている全ての利害関係者（ステークホルダー）の利益を重視し、長期的・継続的な株主価値を最大化する上で、コーポレート・ガバナンスの構築は、重要な経営課題と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
エスカワゴエ株式会社	2,600,000	25.06
河越　誠剛	527,400	5.08
寿スピリッツ従業員持株会	391,100	3.77
株式会社山陰合同銀行	300,000	2.89
とりぎんリース株式会社	254,000	2.45
NORTHERN TRUST CO. (AFVC) RE FIDELITY FUNDS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	202,500	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	162,000	1.56
株式会社商工組合中央金庫	120,000	1.16
福山通運株式会社	120,000	1.16
高橋　紀代子	111,000	1.07

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩田　松雄	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田　松雄	○	――	岩田松雄氏は、長年にわたり企業経営に関与しており、その経歴を通じて培われた経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係もなく、一般株主との利益相反の生じる恐れが無いため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携については、監査役が会計監査人から会計監査内容について、説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。また、内部監査室は、監査役会及び会計監査人に対して業務監査結果を報告することで、監査役及び会計監査人との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中 康晴	他の会社の出身者													○
野口 浩一	弁護士													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 康晴	○	―――	税理士として、財務及び会計面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な経営監視の確保をするにおいても適任であると判断しております。 また、当社との間に特別な利害関係もなく、一般株主との利益相反のない同氏を独立役員として指定しております。
野口 浩一	○	―――	弁護士として、法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な経営監視の確保をするにおいても適任であると 判断しております。 また、当社との間に特別な利害関係もなく、一般株主との利益相反のない同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定いたしております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

安定的な報酬により中長期的戦略の経営を確保するため、インセンティブ制度を実施することは、現在考えておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬と監査役に支払った報酬を区分して開示。

平成27年3月期における役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額 113,550千円

監査役の年間報酬総額 12,600千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、取締役及び監査役の報酬額については、平成6年6月27日開催の第42期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内とする旨決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクションは存在しませんが、取締役会の付議案件の事前連絡及び説明など、必要に応じ、管理部及び経営企画部が対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は取締役6名(内社外取締役1名)全員をもって構成し、業務執行状況の監督及び経営上の重要事項についての意思決定機関として、原則として月1回開催し、必要に応じて随時開催しております。

また、代表取締役社長、担当役員、監査役及び関係部門長で構成するグループ経営会議を毎月1回開催し、業績及び施策の実施状況を確認し、経営の効率化・健全性・透明性の確保並びに意思決定の迅速化に取組んでおります。

当社は監査役制度を採用しております。監査役は常に取締役会に出席し、適宜、意見の表明を行い、経営状況の把握、法令遵守等の監査を行っ
ております。現在、監査役の体制は常勤監査役1名及び社外監査役2名の3名の体制としております。

当社では、社長直属に内部監査室(室長1名)を設置しており、業務が内部統制下において、関係法令、定款及び社内諸規程に従い、適正かつ有
効に運用されるよう「内部監査規程」に基づき当社及び当社グループの内部監査を実施いたしております。また、監査役会及び会計監査人に対して、業務監査結果を報告することで、監査役及び会計監査人との連携を図っております。

顧問契約を締結している弁護士からは必要に応じアドバイスを受けております。公認会計士監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼し、通常の
会計監査を受けており、その過程において経営上の課題等についてもアドバイスを受けております。また、当社からあらゆる情報・データを提供し、迅速・正確な監査が実施しやすい環境を整備しております。なお、業務を執行した公認会計士及び継続監査年数は、次のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤憲次 5年

指定有限責任社員 業務執行社員 後藤英俊 3年

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的及び中立的な経営監視の機能は重要と考えております。当社は独立性の高い社外取締役1名ならびに会計・法務等の分野において専門的知見を有する2名の社外監査役を選任していることにより、経営の監視機能面では、十分に機能する体制が整っていると判断しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知の発送は、法定期限より前倒しで発送することに努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、従来より他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避け、多くの株主にご出席いただきやすい日を設定しております。
その他	当社ホームページに招集通知、決議通知を掲載しております。また株主総会において、スライドを使用したビジュアル化を行い、株主様に分かりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎（第2四半期決算、期末決算）に代表者から決算の内容及び今後の戦略について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.kotobukispirits.co.jp/ 決算短信、その他適時開示資料、決算説明会資料を掲載いたしております	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署　経営企画部 IR担当責任者　取締役経営企画部部長 松本真司	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ全従業員が遵守すべき規範とその行動基準として、「寿スピリッツグループ倫理綱領」を定め、当社グループに関係する全てのステークホルダーの立場を尊重するとともに、健全で良好な関係維持に努めることを規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示規定」及び「インサイダー取引防止規定」を制定し、各ステークホルダーに対して、適時、適切、公平に情報開示するよう努めております。
その他	株主総会後には懇談会を開催しており、当社グループの経営戦略の説明、商品紹介等を行い、株主の方と当社経営陣との意見交換、理解促進に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務運営の基本方針
当社及び当社グループは、以下の経営理念を経営の拠り所とし、すべての役員及び従業員が、職務を遂行するにあたっての基本方針としております。

【経営理念】
喜びを創り喜びを提供する。

【社 是】
感謝と報恩。創意と工夫。本気と誠実。

【経営信条】
1.私達は、お客様に喜ばれることを自らの喜びとする。

1.私達は、夢を語り合い、ナンバーワンを目指し、日々チャレンジする。

1.私達は、プロとしての自覚と真の勇気を持ち、感動をもたらす。

1.私達は、高い目標を掲げ、執念を燃やし、必ず達成する。

1.私達は、更なる高い価値の創造により、物心両面の豊かさを実現する。

当社は、この経営理念のもと、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。
当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

2. 内部統制の基本方針
(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、法令及び文書管理規程など社内規程に従って管理を行い、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものとする。

(2)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び当社グループの事業遂行上の損失の危険管理については、稟議規程、経理規程、販売管理規程、購買管理規程その他の業務管理規程に定める。
発生した損失の危険性については、社内諸規程の定めに従い、該当職務の担当取締役がその対処を行い、その危険性の度合いにより、取締役会審議、稟議承認などの手続きにより、最終決定する。

(3)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて随時開催することで、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督などを行うこととする。
取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。
目標の明確な付与、採算の徹底を通じて、当社及び当社グループの目標数値を経営計画として策定し、それに基づく業績管理を行う。また、代表取締役社長、担当役員及び関係部門長で構成するグループ経営会議を月次単位で開催し、業績及び施策の実施状況を確認し、経営の効率化・健全性・透明性の確保並びに意思決定の迅速化に取組む。

(4)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社グループは、経営理念に基づき、すべての物事の判断基準とする経営哲学(フィロソフィー)を明文化(平成15 年1月1 日発行)し、さらに、企業倫理及び法令遵守の基本姿勢を明確にすべく「寿スピリッツグループ倫理綱領」、「コンプライアンス規程」を制定し、すべての役員及び従業員に周知徹底させることにより、経営理念の浸透と企業倫理の徹底を図る。
また、グループ全社の横断的組織である「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上を図る。
取締役会は、法令及び定款に基づき取締役会規程を整備し、取締役会付議、報告基準を設ける。各取締役は、当該付議・報告基準に則り、当社業務が執行されているか相互に監視・監督する。
「内部監査室」は適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。
当社及び当社グループは、法令違反等の未然防止と早期発見による是正措置および再発防止策を適切に講じることを目的として「内部通報取扱規程」を定め、内部通報体制を設置する。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わない。

(5)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社を管理する体制とする。また、グループ経営会議において、グループ経営方針の伝達及び各社の事業活動の報告並びに業務執行状況の監督などを行う。
また、子会社が重要な意思決定を行う場合には、当社取締役会の承認手続きを要することとし、効率的な資源配分となるよう当社取締役会が調整を行う。
当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることとする。
内部監査室は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループの代表取締役及び監査役に報告する。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していない。今後、必要があるときは監査役の職務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その補助使用人の取締役からの独立性を含めた人事については、取締役と監査役で協議する。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役又は使用人は、法定の事項に加え、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、あるいは当社及び当社グループに著しい影響を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに監査役に報告するものとする。
監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議など重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。
また、監査役は会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室から業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

(8)財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に関わる内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用を努めることにより財務報告の信頼性を確保することとする。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、企業の健全な活動に重大な脅威を与えるあらゆる団体・個人との関係を一切断絶し、組織全体で毅然とした姿勢で対処することを基本方針とする。
基本方針は、「寿スピリッツ企業倫理綱領」に明文化し、また、暴力団等反社会的勢力による不当要求等対応マニュアルを制定し、すべての役員及び従業員への周知徹底に努め、対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、地域の暴力追放運動推進センター・警察、顧問弁護士などの外部専門機関との連携を強化し、体制の整備及び情報収集に努める。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。
当社グループは、投資者に対し、投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢として、以下のとおり適時開示すべき情報を取扱います。
なお、当社グループは、「情報管理規程」及び「情報開示規程」を制定し、当社グループの重要情報の管理及び開示について必要な基本的事項を定めております。

1. 適時開示担当組織の状況
(1)情報取扱責任者 取締役経営企画部　部長 松本真司
(2)情報開示担当部署名 経営企画部

2. 社内体制と開示の流れ
(1) 決定事実に関する事項
情報取扱責任者の下、情報開示担当部署が取締役会において決議を要する各議案について、開示の必要性を事前に検討し、開示が必要な場合は、代表取締役社長に報告の後、取締役会の承認を得て速やかに開示手続きを行う。

(2) 発生事実に関する事項
情報取扱責任者及び情報開示担当部署部門長は、取締役会及びグループ経営会議に出席し、開示事項に該当する可能性がある事実の早期把握に努める。
当該事実が発生した場合は、発生部門長及び子会社責任者より速やかに情報取扱責任者に報告がなされ、直ちに情報開示担当部署が開示の必要性を検討する。開示が必要な場合は、情報取扱責任者が代表取締役社長の承認を得て遅滞なく開示手続きを行う。

(3) 決算に関する事項
情報取扱責任者の下、情報開示担当部署が決算開示資料を作成し、代表取締役社長に報告した後、取締役会の承認を得て速やかに開示手続きを行う。

【模式図(参考情報)】

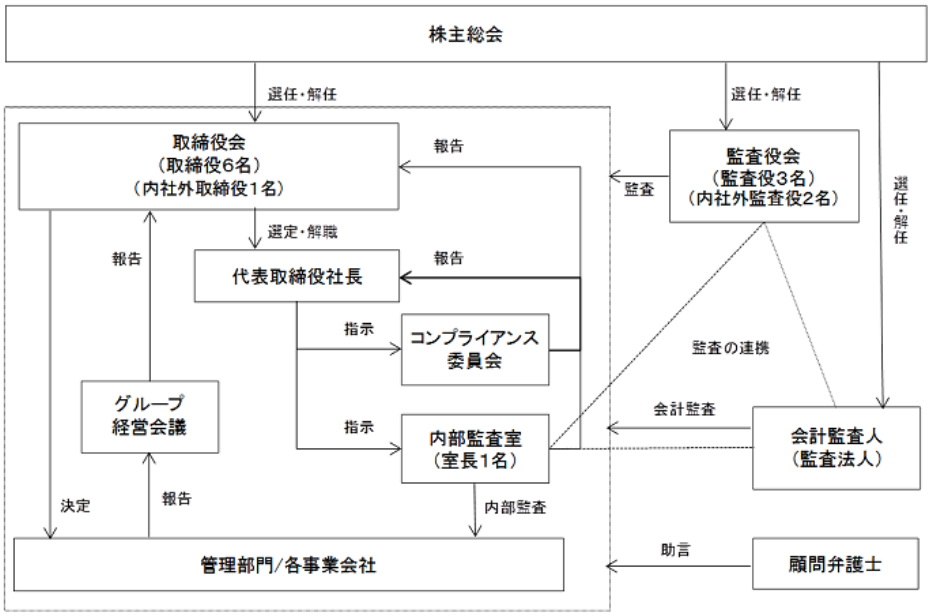

【適時開示体制の概要（模式図）】

